

吹田市国民健康保険条例の一部改正について

政令の一部改正に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部を改正する案件についてでございますが、

[資料1-1 1ページ 1 吹田市国民健康保険条例の一部改正について\(2\)改正の](#)

[内容 ア賦課限度額の引き上げ](#)をご覧ください。

一定の所得を超えますといくら所得が高くても国民健康保険料は据え置かれま  
す。

この賦課限度額は、政令に基づき条例で定めているものです。

賦課限度額の引き上げですが、医療分は据え置き、後期高齢者医療支援金等を  
20 万円から 22 万円に引き上げ、介護納付金は 17 万円のまま据え置くものでござ  
います。合計しますと 102 万円から 104 万円となり、2 万円の引上げとなるものでご  
ざいます。

次に(イ)の「限度額引き上げに伴う影響」ですが、

[資料1-2 賦課限度額改定に伴う国民健康保険料比較](#)をご覧ください。

一定以上の所得層については、保険料が引上げられます。

1人世帯では、給与収入約 1,050 万円、給与所得としては約 855 万円以上の世帯  
が、2人世帯では、給与収入約 1,000 万円、給与所得として約 805 万円以上の世  
帯で後期高齢者医療支援金分が限度額に到達するものです。

なお、こちらの表は、本市の国民健康保険に多く加入されている、1 から2人世帯、  
40歳から64 歳の令和 4 年度の料率で保険料算出した際の比較表になります。保険  
料の額ではなく、色付け部分に着目してご確認いただければ幸いです。

資料1-1(2)ア(イ)限度額引き上げに伴う影響a

をご覧ください。対象世帯数といたしましては約 950 世帯で、国保世帯数約 43,300 世帯のうち 2.2%となるものでございます。

次に、bをご覧ください。7割軽減の世帯と限度額世帯以外、いわゆる中間所得者層の後期高齢者医療支援金分の保険料が抑制される要因となり、対象世帯数としましては、約 30,200 世帯、国保世帯数約 43,300 世帯のうち 69.7%となるものでございます。

なお、所得割のかからない7割軽減の方については、賦課限度額が引き上げとなっても影響はありません。

次に資料1-3令和5年度に賦課(課税)限度額の引き上げを行った場合をご覧ください。

上段のグラフをご覧くださいと、点線が現行の保険料を表しており、実線が限度額を引き上げた改正後の保険料のグラフになっております。

改正後で限度額が2万円引上がることにより、所得金額の高い方は保険料が上がりますが、中間所得者層は、点線から実線へ推移し、改正後は保険料が引き下がります。

以上が賦課限度額の引上げについての説明となります。

資料1-1 1ページ (2)改正の内容 イ軽減判定基準の変更にお戻りください。

現在、所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割(世帯割)の保険料をそれぞれ 7 割・5 割・2 割を軽減する措置がありますが、5 割・2 割軽減について、経済動向等を踏まえ軽減判定所得の見直しを行い、対象者を拡

大するものでございます。

**〔ア〕改正(案)a**をご覧ください。5割軽減について

ですが、現行、世帯主と被保険者の所得合計が、基礎控除額に28万5千円と被保険者数を乗じた額を加えた額以下となつていますが、改正案では、世帯主と被保険者の所得合計が、基礎控除額に29万円と被保険者数を乗じた額を加えた額以下とし、所得判定額の引き上げを行うものでございます。

また、**〔b〕2割軽減**についても同様に、52万円から53万5千円に引き上げを行うものでございます。

**資料1-4**をご覧ください。令和5年度軽減基準改正(案)と所得での比較表(案)を、お示ししております。

次に、**資料1-1 2ページ (イ)判定額引き上げに伴う影響**をご覧ください。軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引き下げられます。具体的には、新たに2割軽減が適用される世帯が約150世帯、2割から5割軽減に移行する世帯が約80世帯となり、現在の2万750世帯から、2万980世帯となる見込みです。

次に、**ウ 出産育児一時金**をご覧ください。

健康保険法施行令が改正により出産育児一時金の支給額が8万円引き上げられるため、健康保険法施行令の改正内容に準じて出産育児一時金の支給額を40万8千円から48万8千円に改定を行うものです。

条例施行期日は、令和5年(2023年)4月1日となっております。

最後に、吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表(案)を資料1-5として付けさせていただきます。

左側が現行の条例、右側が改正案をお示ししております。

以上で条例一部改正の諮問案件(①賦課限度額の引き上げ②軽減判定基準の変更③出産育児一時金の引き上げ)についての説明を終わらせていただきます。

次に、諮問案件ではございませんが、保険料に関することについてご説明させていただきます。

参考資料1国民健康保険料激変緩和措置計画をご覧ください。大阪府国民健康保険運営方針により、令和6年度には府内統一保険料となります。

本市では、平成30年度から、激変緩和措置計画として、保険料を段階的に引き上げるとともに、府が示す賦課割合となるよう、均等割と平等割の割合を段階的に変更してまいりました。

しかしながら、今般の急激な物価高騰といった状況を鑑み、令和4年度繰越金のうち7億円を保険料抑制財源として充当し、一人あたりの保険料を抑制することといたしました。また、激変緩和措置計画どおり、令和5年度に賦課割合を変更すると、多人数世帯の保険料が上昇することから、賦課割合を据え置きます。

このような措置を市として行うことができるのは、激変緩和期間の最後の年度である令和5年度が、最後でございます。

参考資料2 令和4年度と5年度 年間国民健康保険料の比較表に示すように保険料が抑制されることになります。

1人から6人世帯別となっており、二重線の上部の欄(一番薄い色)は7割軽減世帯、二重線の下部の欄(濃い色)は5割軽減世帯、その下の欄(2番目に薄い色)は2割軽減世帯となります。

また、表の下部の太枠内は、賦課限度額の引き上げに伴い限度額が 102 万円から 104 万円になる世帯、二重線内は、限度額引き上げにより保険料が抑制される世帯です(一部の所得層では、被保険者の減少により保険料が結果的に上げる世帯が含まれています)。

なお、令和 5 年度の保険料については、令和 5 年 6 月の賦課時点での被保険者数や所得により決定します。

国民健康保険用語集

国民健康保険料…

令和4年度		医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳対象)
①所得割	前年の世帯の所得に応じた計算	被保険者全員の基礎控除後の総所得額 ×8.76%	被保険者全員の基礎控除後の総所得額 ×2.66%	介護2号被保険者全員の基礎控除後の総所得額 ×2.74%
②均等割	加入者数一人につき	被保険者数 ×27,396円	被保険者数 ×8,347円	介護2号被保険者数 ×16,461円
③平等割	一世帯につき	34,908円	10,635円	2,125円
賦課限度額		65万円	20万円	17万円
年間保険料 ① + ② + ③				

賦課…保険料を割り当て負担させること

賦課限度額…保険料として世帯主が負担しなければならない上限額

賦課割合…所得割、均等割、平等割の割合（合計で100%となる）

所得割…前年の所得に対して賦課される保険料

均等割…加入者一人あたりに対して賦課される保険料

平等割…加入世帯一世帯あたりに対して賦課される保険料

医療分…医療費の財源となる保険料

後期高齢者支援金分…後期高齢者制度を支える財源となる保険料

介護納付金分…介護保険制度を支える財源となる保険料

保険料の軽減…一定以下の所得層の均等割及び平等割保険料を軽減する制度

軽減判定所得…保険料の軽減対象となる世帯を判定する所得

激変緩和措置計画…平成 30 年度から市町村国保制度は、府内全体で受益と負担の公平化を図ることを目的として、広域的に取り組むこととなった。令和 6 年度からは、府内統一保険料となるが、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。こうした場合でも、保険料が急激に増加することがないように措置を講じるための計画。

## 諮問案件

## 吹田市国民健康保険条例の一部改正について

## (1) 改正の理由

政令の一部改正に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

## (2) 改正の内容

## ア 賦課限度額の引き上げ

## (ア) 現行及び改正（案）

	現行	改正（案）
医療分	<u>65万円</u>	据置き
後期高齢者医療支援金等	20万円	→ <u>22万円</u>
介護納付金	<u>17万円</u>	据置き
合計	102万円	→ <u>104万円</u> （2万円の引上げ）

## (イ) 限度額引き上げに伴う影響

a 高所得者層の保険料が引上げられます。

※ 対象世帯数：約 950 世帯（国保世帯約 43,300 世帯のうち 2.2%）

b 中間所得者層の、後期支援金分の保険料が抑制されます

※ 対象世帯数：約 30,200 世帯（国保世帯約 43,300 世帯のうち 69.7%）

## イ 軽減判定基準の変更

## (ア) 改正（案）

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等（世帯割）の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置がありますが5割・2割軽減について、軽減判定所得の見直しを行い、対象者を拡大します。

## a 5割軽減の所得基準


## 【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、  
基礎控除額（43万円）+28万5千円×（被保険者数※）以下

## 【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、  
基礎控除額（43万円）+29万円×（被保険者数※）以下

被保険者  
一人当たり  
+5,000円





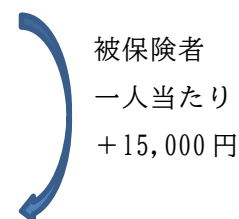
b 2割軽減の所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、  
基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数※）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、  
基礎控除額（43万円）+53万5千円×（被保険者数※）以下



※被保険者数には、同じ世帯で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含みます。（平成20年度の後期高齢者医療制度発足時にできた制度です。）

(イ) 判定額引き上げに伴う影響

軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引き下げられます。

・軽減世帯数（7割・5割・2割）が、20,750世帯→【改正後】20,980世帯

【内訳】・新たに2割となる世帯・・・約150世帯

・2割から5割軽減に移行する世帯・・・約80世帯

ウ 出産育児一時金

出産育児一時金の支給額を8万円引き上げ

【現行】 40.8万円

【改正案】 48.8万円

(3) 施行期日

令和5年（2023年）4月1日

## 賦課限度額改定に伴う国民健康保険料比較

## (介護納付金有 1人世帯)

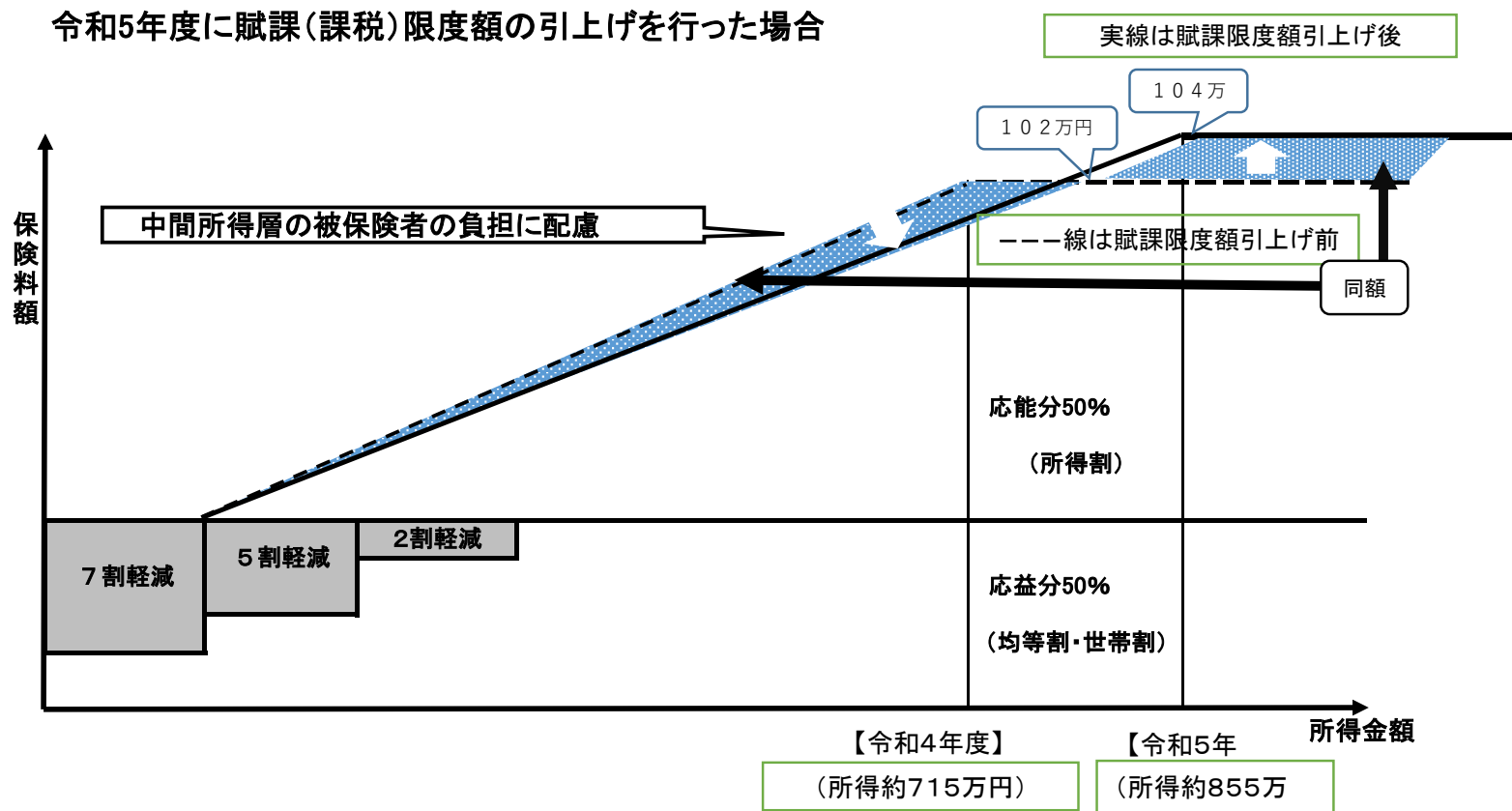
給与収入	給与所得	①料率改正 限度額102万円(現行) における保険料 (料率14.16%)	②料率改正 限度額104万円(改正) における保険料 (料率14.09%)	差額 ②-①
0円	0円	29,950	29,950	0
98万円以下	430,000	29,950	29,950	0
100万円	450,000	52,760	52,740	-20
125万円	700,000	88,160	87,970	-190
130万円	750,000	125,190	124,970	-220
150万円	950,000	153,510	153,150	-360
175万円	1,150,000	201,810	201,310	-500
200万円	1,320,000	225,880	225,260	-620
250万円	1,670,000	275,440	274,570	-870
300万円	2,020,000	325,000	323,890	-1,110
350万円	2,370,000	374,560	373,200	-1,360
400万円	2,760,000	429,790	428,150	-1,640
450万円	3,160,000	486,430	484,510	-1,920
500万円	3,560,000	543,070	540,870	-2,200
550万円	3,960,000	599,710	597,230	-2,480
600万円	4,360,000	656,350	653,590	-2,760
650万円	4,760,000	712,990	709,950	-3,040
700万円	5,200,000	775,290	771,950	-3,340
750万円	5,650,000	839,010	835,360	-3,650
800万円	6,100,000	898,790	894,820	-3,970
850万円	6,550,000	950,180	945,900	-4,280
870万円	6,750,000	973,020	968,600	-4,420
875万円	6,800,000	978,730	974,270	-4,460
895万円	7,000,000	1,001,570	996,970	-4,600
900万円	7,050,000	1,007,280	1,002,650	-4,630
950万円	7,550,000	1,020,000	1,023,390	3,390
1000万円	8,050,000	1,020,000	1,036,340	16,340
1050万円	8,550,000	1,020,000	1,040,000	20,000

## (介護納付金2人ととも有 2人世帯)

給与収入	給与所得	①料率改正 限度額102万円(現行) における保険料 (料率14.16%)	②料率改正 限度額104万円(改正) における保険料 (料率14.09%)	差額 ②-①
0円	0	45,600	45,600	0
98万円以下	430,000	45,600	45,600	0
100万円	450,000	78,860	78,850	-10
150万円	950,000	149,660	149,300	-360
200万円	1,320,000	247,670	247,050	-620
250万円	1,670,000	327,650	326,780	-870
300万円	2,020,000	377,210	376,100	-1,110
350万円	2,370,000	426,770	425,410	-1,360
400万円	2,760,000	481,980	480,350	-1,630
450万円	3,160,000	538,620	536,710	-1,910
500万円	3,560,000	595,260	593,070	-2,190
550万円	3,960,000	651,900	649,430	-2,470
600万円	4,360,000	708,540	705,790	-2,750
650万円	4,760,000	765,180	762,150	-3,030
700万円	5,200,000	827,500	824,160	-3,340
750万円	5,650,000	883,150	879,490	-3,660
800万円	6,100,000	934,540	930,570	-3,970
835万円	6,415,000	970,510	966,320	-4,190
850万円	6,550,000	985,930	981,640	-4,290
870万円	6,750,000	1,008,770	1,004,340	-4,430
875万円	6,800,000	1,014,480	1,010,020	-4,460
900万円	7,050,000	1,020,000	1,018,780	-1,220
950万円	7,550,000	1,020,000	1,031,730	11,730
1千万円	8,050,000	1,020,000	1,040,000	20,000

・現行の賦課限度額は、医療分65万円、支援金分20万円、介護分17万円です。  
 ・改定(案)賦課限度額は、医療分65万円、支援金分22万円、介護分17万円です。

## 令和5年度に賦課(課税)限度額の引上げを行った場合



## ○賦課限度額の引上げ(令和5年度)

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
引上げ前	65万円	20万円	17万円	102万円
引上げ後 (引上げ幅)	65万円 (増減なし)	22万円 (+2万円)	17万円	104万円 (+2万円)

## 令和5年度軽減基準改正(案)

	現行	改正案
7割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)以下の世帯	変更なし
5割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 28万5千円]以下の世帯	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 29万円]以下の世帯
2割軽減	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 52万円]以下の世帯	世帯主と被保険者の所得合計が基礎控除額(43万円)+ [[被保険者数+特定同一世帯所属者数] × 53万5千円]以下の世帯

## 所得での比較表(案)

		現行の軽減基準	R5軽減基準(案)
		所得	所得
7割軽減		430,000円以下	430,000円以下 (変更なし)
5割軽減	1人世帯	715,000 円以下	720,000 円以下
	2人世帯	1,000,000 円以下	1,010,000 円以下
	3人世帯	1,285,000 円以下	1,300,000 円以下
	4人世帯	1,570,000 円以下	1,590,000 円以下
	5人世帯	1,855,000 円以下	1,880,000 円以下
	6人世帯	2,140,000 円以下	2,170,000 円以下
2割軽減	1人世帯	950,000 円以下	965,000 円以下
	2人世帯	1,470,000 円以下	1,500,000 円以下
	3人世帯	1,990,000 円以下	2,035,000 円以下
	4人世帯	2,510,000 円以下	2,570,000 円以下
	5人世帯	3,030,000 円以下	3,105,000 円以下
	6人世帯	3,550,000 円以下	3,640,000 円以下

## 吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表（案）

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 -----略-----</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第12条の5の10 第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者等と退職被保険者とが同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第12条の5の10 第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者等と退職被保険者とが同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。）は、<u>220,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額（次項において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額</p>	<p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額（次項において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額</p>

現 行	改 正 案
<p>(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)に、<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)に、<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } 2 } 3 } 5 }</p>	<p>(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)に、<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)に、<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } 2 } 3 } 5 }</p>

国民健康保険料激変緩和措置計画

年度別賦課割合一覧表（予定）

医療分、後期支援金分

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
被保険者均等割	15	17.5	20	22.5	25	27.5	30
世帯別平等割	35	32.5	30	27.5	25	22.5	20

介護分

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
被保険者均等割	15	21	27	33	39	45	50
世帯別平等割	35	29	23	17	11	5	0

(%)

令和4年度と令和5年度 年間国民健康保険料の比較表(限度額・軽減判定変更、7億円充当・賦課割合据置)

	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
1人当たり保険料調定額	130,870	127,514	-3,356	-2.56%

給与収入	給与所得	1人世帯			
		令和4年度	令和5年度 (限度額変更)	増減額	増減率
98万円以下	430,000	29,950円	29,860円	-90円	-0.30%
100万円	450,000	52,760円	52,540円	-220円	-0.42%
125万円	700,000	88,160円	86,940円	-1,220円	-1.38%
150万円	950,000	153,510円	151,220円	-2,290円	-1.49%
175万円	1,150,000	201,810円	198,680円	-3,130円	-1.55%
200万円	1,320,000	225,880円	222,060円	-3,820円	-1.69%
250万円	1,670,000	275,440円	270,220円	-5,220円	-1.90%
300万円	2,020,000	325,000円	318,380円	-6,620円	-2.04%
325万円	2,195,000	349,780円	342,460円	-7,320円	-2.09%
350万円	2,370,000	374,560円	366,540円	-8,020円	-2.14%
375万円	2,560,000	401,470円	392,680円	-8,790円	-2.19%
400万円	2,760,000	429,790円	420,200円	-9,590円	-2.23%
425万円	2,960,000	458,110円	447,720円	-10,390円	-2.27%
450万円	3,160,000	486,430円	475,240円	-11,190円	-2.30%
500万円	3,560,000	543,070円	530,280円	-12,790円	-2.36%
525万円	3,760,000	571,390円	557,800円	-13,590円	-2.38%
550万円	3,960,000	599,710円	585,320円	-14,390円	-2.40%
600万円	4,360,000	656,350円	640,360円	-15,990円	-2.44%
650万円	4,760,000	712,990円	695,400円	-17,590円	-2.47%
700万円	5,200,000	775,290円	755,960円	-19,330円	-2.49%
750万円	5,650,000	839,010円	817,880円	-21,130円	-2.52%
800万円	6,100,000	898,790円	879,800円	-18,990円	-2.11%
825万円	6,325,000	924,480円	910,760円	-13,720円	-1.48%
850万円	6,550,000	950,180円	941,720円	-8,460円	-0.89%
900万円	7,050,000	1,007,280円	998,480円	-8,800円	-0.87%
950万円	7,550,000	1,020,000円	1,036,680円	16,680円	1.64%
1千万円	8,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%

※令和4年度と5年度の賦課総額、被保険者数は異なる。



令和4年度と令和5年度 年間国民健康保険料の比較表(限度額・軽減判定変更、7億円充当・賦課割合据置)

	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
1人当たり保険料調定額	130,870	127,514	-3,356	-2.56%

給与収入	給与所得	2人世帯			
		令和4年度	令和5年度 (限度額変更)	増減額	増減率
98万円以下	430,000	45,600円	45,530円	-70円	-0.15%
100万円	450,000	78,860円	78,640円	-220円	-0.28%
125万円	700,000	114,260円	113,040円	-1,220円	-1.07%
150万円	950,000	149,660円	147,440円	-2,220円	-1.48%
175万円	1,150,000	223,600円	220,510円	-3,090円	-1.38%
200万円	1,320,000	247,670円	243,890円	-3,780円	-1.53%
250万円	1,670,000	327,650円	322,410円	-5,240円	-1.60%
300万円	2,020,000	377,210円	370,570円	-6,640円	-1.76%
325万円	2,195,000	401,980円	394,650円	-7,330円	-1.82%
350万円	2,370,000	426,770円	418,730円	-8,040円	-1.88%
375万円	2,560,000	453,660円	444,870円	-8,790円	-1.94%
400万円	2,760,000	481,980円	472,390円	-9,590円	-1.99%
425万円	2,960,000	510,300円	499,910円	-10,390円	-2.04%
450万円	3,160,000	538,620円	527,430円	-11,190円	-2.08%
500万円	3,560,000	595,260円	582,470円	-12,790円	-2.15%
525万円	3,760,000	623,580円	609,990円	-13,590円	-2.18%
550万円	3,960,000	651,900円	637,510円	-14,390円	-2.21%
600万円	4,360,000	708,540円	692,550円	-15,990円	-2.26%
650万円	4,760,000	765,180円	747,590円	-17,590円	-2.30%
700万円	5,200,000	827,500円	808,150円	-19,350円	-2.34%
750万円	5,650,000	883,150円	870,070円	-13,080円	-1.48%
800万円	6,100,000	934,540円	927,680円	-6,860円	-0.73%
825万円	6,325,000	960,230円	953,060円	-7,170円	-0.75%
850万円	6,550,000	985,930円	978,440円	-7,490円	-0.76%
900万円	7,050,000	1,020,000円	1,031,850円	11,850円	1.16%
950万円	7,550,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
1千万円	8,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%

※令和4年度と5年度の賦課総額、被保険者数は異なる。

令和4年度と令和5年度 年間国民健康保険料の比較表(限度額・軽減判定変更、7億円充当・賦課割合据置)

	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
1人当たり保険料調定額	130,870	127,514	-3,356	-2.56%

給与収入	給与所得	3人世帯			
		令和4年度	令和5年度 (限度額変更)	増減額	増減率
98万円以下	430,000	56,330円	56,430円	100円	0.18%
100万円	450,000	96,730円	96,820円	90円	0.09%
125万円	700,000	132,130円	131,220円	-910円	-0.69%
150万円	950,000	167,530円	165,620円	-1,910円	-1.14%
175万円	1,150,000	195,850円	193,140円	-2,710円	-1.38%
200万円	1,320,000	276,270円	272,980円	-3,290円	-1.19%
250万円	1,670,000	325,830円	321,140円	-4,690円	-1.44%
300万円	2,020,000	412,960円	369,300円	-43,660円	-10.57%
325万円	2,195,000	437,730円	431,020円	-6,710円	-1.53%
350万円	2,370,000	462,520円	455,100円	-7,420円	-1.60%
375万円	2,560,000	489,410円	481,250円	-8,160円	-1.67%
400万円	2,760,000	517,730円	508,770円	-8,960円	-1.73%
425万円	2,960,000	546,050円	536,290円	-9,760円	-1.79%
450万円	3,160,000	574,370円	563,810円	-10,560円	-1.84%
500万円	3,560,000	631,010円	618,850円	-12,160円	-1.93%
525万円	3,760,000	659,330円	646,370円	-12,960円	-1.97%
550万円	3,960,000	687,650円	673,890円	-13,760円	-2.00%
600万円	4,360,000	744,290円	728,930円	-15,360円	-2.06%
650万円	4,760,000	800,930円	783,970円	-16,960円	-2.12%
700万円	5,200,000	863,230円	844,510円	-18,720円	-2.17%
750万円	5,650,000	918,880円	906,430円	-12,450円	-1.35%
800万円	6,100,000	970,270円	964,040円	-6,230円	-0.64%
825万円	6,325,000	995,970円	989,420円	-6,550円	-0.66%
850万円	6,550,000	1,018,460円	1,014,800円	-3,660円	-0.36%
900万円	7,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
950万円	7,550,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
1千万円	8,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%

※令和4年度と5年度の賦課総額、被保険者数は異なる。

令和4年度と令和5年度 年間国民健康保険料の比較表(限度額・軽減判定変更、7億円充当・賦課割合据置)

	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
1人当たり保険料調定額	130,870	127,514	-3,356	-2.56%

給与収入	給与所得	4人世帯			
		令和4年度	令和5年度 (限度額変更)	増減額	増減率
98万円以下	430,000	67,050円	67,340円	290円	0.43%
100万円	450,000	114,600円	115,010円	410円	0.36%
125万円	700,000	150,000円	149,410円	-590円	-0.39%
150万円	950,000	185,400円	183,810円	-1,590円	-0.86%
175万円	1,150,000	213,720円	211,330円	-2,390円	-1.12%
200万円	1,320,000	237,790円	234,710円	-3,080円	-1.30%
250万円	1,670,000	354,420円	350,240円	-4,180円	-1.18%
300万円	2,020,000	403,980円	398,400円	-5,580円	-1.38%
325万円	2,195,000	428,750円	422,480円	-6,270円	-1.46%
350万円	2,370,000	453,540円	446,560円	-6,980円	-1.54%
375万円	2,560,000	525,160円	472,710円	-52,450円	-9.99%
400万円	2,760,000	553,480円	545,130円	-8,350円	-1.51%
425万円	2,960,000	581,800円	572,650円	-9,150円	-1.57%
450万円	3,160,000	610,120円	600,170円	-9,950円	-1.63%
500万円	3,560,000	666,760円	655,210円	-11,550円	-1.73%
525万円	3,760,000	695,080円	682,730円	-12,350円	-1.78%
550万円	3,960,000	723,400円	710,250円	-13,150円	-1.82%
600万円	4,360,000	780,040円	765,290円	-14,750円	-1.89%
650万円	4,760,000	836,680円	820,330円	-16,350円	-1.95%
700万円	5,200,000	898,980円	880,880円	-18,100円	-2.01%
750万円	5,650,000	954,630円	942,800円	-11,830円	-1.24%
800万円	6,100,000	1,006,020円	1,000,410円	-5,610円	-0.56%
825万円	6,325,000	1,020,000円	1,025,790円	5,790円	0.57%
850万円	6,550,000	1,020,000円	1,035,990円	15,990円	1.57%
900万円	7,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
950万円	7,550,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
1千万円	8,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%

※令和4年度と5年度の賦課総額、被保険者数は異なる。

令和4年度と令和5年度 年間国民健康保険料の比較表(限度額・軽減判定変更、7億円充当・賦課割合据置)

	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
1人当たり保険料調定額	130,870	127,514	-3,356	-2.56%

給与収入	給与所得	5人世帯			
		令和4年度	令和5年度 (限度額変更)	増減額	増減率
98万円以下	430,000	77,780円	78,250円	470円	0.60%
100万円	450,000	132,470円	133,200円	730円	0.55%
125万円	700,000	167,870円	167,600円	-270円	-0.16%
150万円	950,000	203,270円	202,000円	-1,270円	-0.62%
175万円	1,150,000	231,590円	229,520円	-2,070円	-0.89%
200万円	1,320,000	255,650円	252,900円	-2,750円	-1.08%
250万円	1,670,000	305,210円	301,060円	-4,150円	-1.36%
300万円	2,020,000	432,580円	427,490円	-5,090円	-1.18%
325万円	2,195,000	457,350円	451,570円	-5,780円	-1.26%
350万円	2,370,000	482,140円	475,650円	-6,490円	-1.35%
375万円	2,560,000	509,030円	501,800円	-7,230円	-1.42%
400万円	2,760,000	537,350円	529,320円	-8,030円	-1.49%
425万円	2,960,000	565,670円	556,840円	-8,830円	-1.56%
450万円	3,160,000	645,850円	636,530円	-9,320円	-1.44%
500万円	3,560,000	702,490円	691,570円	-10,920円	-1.55%
525万円	3,760,000	730,810円	719,090円	-11,720円	-1.60%
550万円	3,960,000	759,130円	746,610円	-12,520円	-1.65%
600万円	4,360,000	815,770円	801,650円	-14,120円	-1.73%
650万円	4,760,000	872,410円	856,690円	-15,720円	-1.80%
700万円	5,200,000	934,730円	917,240円	-17,490円	-1.87%
750万円	5,650,000	990,380円	979,160円	-11,220円	-1.13%
800万円	6,100,000	1,020,000円	1,032,540円	12,540円	1.23%
825万円	6,325,000	1,020,000円	1,038,750円	18,750円	1.84%
850万円	6,550,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
900万円	7,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
950万円	7,550,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
1千万円	8,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%

※令和4年度と5年度の賦課総額、被保険者数は異なる。

令和4年度と令和5年度 年間国民健康保険料の比較表(限度額・軽減判定変更、7億円充当・賦課割合据置)

	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
1人当たり保険料調定額	130,870	127,514	-3,356	-2.56%

給与収入	給与所得	6人世帯			
		令和4年度	令和5年度 (限度額変更)	増減額	増減率
98万円以下	430,000	88,500円	89,160円	660円	0.75%
100万円	450,000	150,350円	151,370円	1,020円	0.68%
125万円	700,000	185,750円	185,770円	20円	0.01%
150万円	950,000	221,150円	220,170円	-980円	-0.44%
175万円	1,150,000	249,470円	247,690円	-1,780円	-0.71%
200万円	1,320,000	273,530円	271,080円	-2,450円	-0.90%
250万円	1,670,000	323,090円	319,240円	-3,850円	-1.19%
300万円	2,020,000	372,650円	367,400円	-5,250円	-1.41%
325万円	2,195,000	485,950円	480,660円	-5,290円	-1.09%
350万円	2,370,000	510,730円	504,740円	-5,990円	-1.17%
375万円	2,560,000	537,630円	530,890円	-6,740円	-1.25%
400万円	2,760,000	565,950円	558,410円	-7,540円	-1.33%
425万円	2,960,000	594,270円	585,930円	-8,340円	-1.40%
450万円	3,160,000	622,590円	613,450円	-9,140円	-1.47%
500万円	3,560,000	738,240円	668,490円	-69,750円	-9.45%
525万円	3,760,000	766,560円	755,460円	-11,100円	-1.45%
550万円	3,960,000	794,880円	782,980円	-11,900円	-1.50%
600万円	4,360,000	851,520円	838,020円	-13,500円	-1.59%
650万円	4,760,000	908,160円	893,060円	-15,100円	-1.66%
700万円	5,200,000	970,460円	953,620円	-16,840円	-1.74%
750万円	5,650,000	1,019,560円	1,015,540円	-4,020円	-0.39%
800万円	6,100,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
825万円	6,325,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
850万円	6,550,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
900万円	7,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
950万円	7,550,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%
1千万円	8,050,000	1,020,000円	1,040,000円	20,000円	1.96%

※令和4年度と5年度の賦課総額、被保険者数は異なる。